

○自治医科大学医学研究科長期履修規程

(平成 22 年規程第 46 号)

改正 平成 27 年規程第 4 号 平成 27 年規程第 15 号

第 1 章

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学大学院学則（昭和 53 年 3 月 24 日制定。以下「大学院学則」という。）第 7 条の 2 第 3 項の規定に基づき、医学研究科における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第 2 条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業を有する者

(2) 育児、介護等の事情を有する者

(3) その他やむを得ない事情を有し、医学研究科長（以下「研究科長」という。）が特に認めた者

(修業年限)

第 3 条 長期履修による修業年限は、修士課程にあつては 3 年、博士課程にあつては 5 年又は 6 年とする。

(在学期間)

第 4 条 長期履修による在学期間は、大学院学則第 7 条に規定する年限とする。

(申請)

第 5 条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに、長期履修申請書を研究科長に提出しなければならない。

(期間の変更)

第 6 条 長期履修期間の変更は、修士課程にあつては短縮を、博士課程にあつては延長又は短縮を在学中 1 回に限り認めるものとする。長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、所定の期日までに、研究科長に願い出なければならない。

(許可)

第 7 条 長期履修の許可および期間の変更の許可は、大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて研究科長が行う。

(授業料)

第 8 条 長期履修学生の授業料は、修業年限にかかわらず大学院学則第 28 条に規定する授業料（年額）に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額とする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 4 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。